令和８年（ヒ）第８号

兵庫県姫路市広畑区東新町三丁目１１９番地の１

清算株式会社　富士機工株式会社

1　決定年月日　令和８年７月１３日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

1　協定債権者は、本協定の認可の決定が確定したときに、清算株式会社に対する協定債権につき、その残債務を全部免除する。

2　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権者に対し、協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（ヒ）第５号

兵庫県加古郡稲美町加古382番地の75

清算株式会社　株式会社新生工業所

代表清算人　　田中寿一

1　決定年月日　令和8年7月13日

2　主文　次の協定を認可する。

協　　定

第１　定義

本協定において対象となる債権（以下「協定債権」という。）は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の優先権がある債権（公租公課等）、特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権をいう。

本協定における協定債権者とは、協定債権を有する債権者をいう。

第２　優先債権及び費用請求権に対する弁済

一般の優先債権及び特別清算の手続に関する費用請求権は、随時支払う。

第３　一般条項

1　権利の変更

各協定債権者は、本協定認可決定確定時において、協定債権の全額について免除する。

2　調整条項

清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権の元本の割合に応じて弁済する。

この場合において、協定債権者が前記１の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度において効力を失うものとする。

3　債権者変更の場合の取り扱い

特別清算開始決定日以降、協定債権の全部または一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に、本協定条項を適用するものとする。

以上

神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（ヒ）第５号

兵庫県多可郡多可町中区中村町403番地

清算株式会社　ＴＭ管理株式会社

代表清算人　徳岡誠至

1　決定年月日　令和８年７月９日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

1　清算株式会社は、各協定債権者に対し、各協定債権者が有する協定債権の元金の0.35％の金員（１円未満を四捨五入。ただし、兵庫県信用組合については元金の0.35％から11円を減算した金員）を、本協定の認可決定が確定した日から２週間以内に弁済し、各協定債権者は、この弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権に対応する債務の総額（元金、利息および損害金）から各弁済額を控除した残額につき、全部免除する。

2　前項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権の元金の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

3　前項の費用を除く未精算の清算費用は清算人の負担とする。

以上

神戸地方裁判所社支部

再生手続終結

小規模個人再生による書面決議に付する決定